

平成 27 年 度

健全化判断比率及び資金
不足比率審査意見書

岡山市監査委員

岡 監 第 1 4 5 号
平成 2 8 年 9 月 2 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市監査委員	白 神 利 行
同	種 田 和 英
同	鷹 取 清 彦
同	松 田 安 義

平成27年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	9
(4)	将来負担比率	12
3	資金不足比率の状況	14
4	ま と め	15

- (注) 1 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、端数は切り捨てている。このため計数が一致しない場合がある。
- 2 表中の比率は、国の算定基準に基づいている。
- 3 前年度比については、単位未満を四捨五入している。
- 4 文中に用いるポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 平成27年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年 7月29日から

平成28年 9月 1日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に基づいて適正に算定されているか、また、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査し、年次比較等の検討を加えた。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分		比率の算定対象会計等				
一 般 会 計 等	一 般 会 計		↑ 実 質 赤 字 比 率 ↓	↑ 連 結 実 質 赤 字 比 率 ↓	↑ 実 質 公 債 費 比 率 ↓	↑ 将 来 負 担 比 率 ↓
	一般会計等に 属する特別会 計	用品調達費特別会計				
		住宅新築資金等貸付事業費特別会計				
		災害遺児教育年金事業費特別会計				
		公共用地取得事業費特別会計				
		学童校外事故共済事業費特別会計				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計				
		公債費特別会計				
市立総合医療センター病院事業債特別会計						
公 営 事 業 会 計	一般会計等以 外の特別会計 のうち公営企 業に係る特別 会計以外の特 別会計	国民健康保険費特別会計				
		介護保険費特別会計				
		後期高齢者医療費特別会計				
	公営企業 に係る特別 会計	法 適 用	水道事業会計			
			工業用水道事業会計			
		法 非 適 用	病院事業会計			
市場事業会計						
下水事業会計						
駅元町地区市街地再開発事業費特別会計						
一部事務組合・広域連合 (岡山県広域水道企業団、衛生施設組合 ほか)						
地方公社・第三セクター等 (岡山市土地開発公社 ほか)						

- (注) 1 「法適用」は地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」はそれ以外の公営企業である。
 2 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

2 健全化判断比率の状況

平成27年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	27年度	26年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	9.5	11.0	25.0	35.0
将来負担比率	27.7	43.4	400.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額を生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

実質公債費比率は9.5%で、前年度に比べ1.5ポイント向上している。なお、早期健全化基準(25%)、財政再生基準(35%)を下回っている。

将来負担比率は27.7%で、前年度に比べ15.7ポイント向上している。なお、早期健全化基準(400%)を下回っている。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等に属する9会計の実質収支は、住宅新築資金等貸付事業費特別会計は赤字であるが、他の8会計は黒字又は均衡し、全体では実質赤字額を生じていないため、実質赤字比率は算定されない。

(単位：千円)

区 分		27年度	26年度	比 較
一 般 会 計 等	一 般 会 計	8,360,505	10,203,605	△ 1,843,100
	一般会計等に属する特別会計			
	用品調達費特別会計	1,903	3,637	△ 1,734
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	△ 535,753	△ 537,802	2,049
	災害遺児教育年金事業費特別会計	0	0	0
	公共用地取得事業費特別会計	0	0	0
	学童校外事故共済事業費特別会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	0	0	0
	公債費特別会計	0	0	0
市立総合医療センター病院事業債特別会計	0	0	0	
一般会計等の実質収支額 ①	7,826,655	9,669,440	△ 1,842,785	
標準財政規模 ②	165,516,086	165,727,329	△ 211,243	
① / ② × 100 (%)	4.72	5.83	△ 1.11	
実質赤字比率 (%)	—	—		

一般会計等の実質収支額は78億2,665万円で、前年度に比べ18億4,278万円(19.1%)減少している。

これは主に、一般会計の実質収支の黒字額が減少したためである。

平成27年度一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計	歳入総額 ①	歳出総額 ②	差 引 額 ③ = ① - ②	翌年度に繰り越す べき財源 ④	実質収支額 ③ - ④
一 般 会 計	286,018,092	275,398,887	10,619,205	2,258,700	8,360,505
用品調達費特別会計	39,712	37,809	1,903	0	1,903
住宅新築資金等貸付事業費特別会計	38,476	574,229	△ 535,753	0	△ 535,753
災害遺児教育年金事業費特別会計	12,987	12,401	586	586	0
公共用地取得事業費特別会計	1,216,838	1,113,899	102,939	102,939	0
学童校外事故共済事業費特別会計	13,206	11,652	1,554	1,554	0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	248,796	126,638	122,158	122,158	0
公 債 費 特 別 会 計	33,303,905	33,303,905	0	0	0
市立総合医療センター病院事業債特別会計	1,656,456	1,656,456	0	0	0
合 計	322,548,468	312,235,876	10,312,592	2,485,937	7,826,655

標準財政規模は1,655億1,608万円で、前年度に比べ2億1,124万円(0.1%)減少している。

これは、標準税収入額等は増加したが、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額がそれぞれ減少したためである。

[標準財政規模]

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	比 較
標準税収入額等 ①	124,118,264	119,462,226	4,656,038
普通交付税額 ②	22,872,649	24,383,127	△ 1,510,478
臨時財政対策債発行可能額 ③	18,525,173	21,881,976	△ 3,356,803
合 計 ①～③	165,516,086	165,727,329	△ 211,243

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額又は資金不足額・剰余額の合計である連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質収支は赤字を生じていないため、連結実質赤字比率は算定されない。

(単位：千円)

区 分		27年度	26年度	比 較
一般会計等の実質収支額 ①		7,826,655	9,669,440	△ 1,842,785
	国民健康保険費特別会計	980,318	1,219,326	△ 239,008
	介護保険費特別会計	551,587	894,051	△ 342,464
	後期高齢者医療費特別会計	10,098	4,801	5,297
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額 ②		1,542,003	2,118,178	△ 576,175
法 適 用	水道事業会計	12,234,827	12,129,203	105,624
	工業用水道事業会計	886,500	840,162	46,338
	病院事業会計	0	0	0
	市場事業会計	2,526,910	2,378,584	148,326
	下水道事業会計	380,445	384,234	△ 3,789
法非 適用	駅元町地区市街地再開発事業費特別会計	280,420	330,341	△ 49,921
公営企業に係る特別会計の資金不足額・剰余額 ③		16,309,102	16,062,524	246,578
連結実質収支額 ①+②+③ ④		25,677,760	27,850,142	△ 2,172,382
標準財政規模 ⑤		165,516,086	165,727,329	△ 211,243
④ / ⑤ × 100 (%)		15.51	16.80	△ 1.29
連結実質赤字比率 (%)		—	—	

(注) 公営企業に係る特別会計の資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

連結実質収支額は256億7,776万円で、前年度に比べ21億7,238万円(7.8%)減少している。

これは、公営企業に係る特別会計の資金剰余額は増加したが、一般会計等の実質収支の黒字額及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支の黒字額が減少したためである。

平成27年度一般会計等以外の特別会計のうち公営
企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額

(単位：千円)

会 計	歳入総額 ①	歳出総額 ②	差 引 額 ③ = ①－②	翌年度に繰り越す べき財源 ④	実質収支額 ③－④
国民健康保険費特別会計	86,596,458	85,616,140	980,318	0	980,318
介護保険費特別会計	56,772,972	56,221,385	551,587	0	551,587
後期高齢者医療費特別会計	7,588,660	7,578,562	10,098	0	10,098
合 計	150,958,090	149,416,087	1,542,003	0	1,542,003

平成27年度公営企業（法適用）に係る特別会計の資金不足額・剰余額

(単位：千円)

会 計	水 道 事 業 会 計	工業用水道 事業会計	病院事 業会計	市 場 事業会計	下 水 道 事業会計	合 計
流動負債 ①	5,445,970	96,554	5,767	316,392	17,827,787	23,692,470
控除企業債等 ②	1,988,145	2,574	5,467	109,697	14,207,023	16,312,906
控除未払金等 ③	0	0	0	0	0	0
控除額 ④	0	0	0	0	0	0
控除引当金等 ⑤	217,840	57,466	0	11,684	74,105	361,095
PFI建設事業費等⑥	0	0	0	0	0	0
(1) ①－②－③－④ －⑤－⑥	3,239,985	36,514	300	195,011	3,546,659	7,018,469
(2) 算入地方債	0	0	0	0	0	0
流動資産 ⑦	15,462,849	923,014	300	2,721,244	3,978,056	23,085,463
控除財源 ⑧	0	0	0	0	160,684	160,684
控除額 ⑨	0	0	0	0	0	0
貸倒引当金 ⑩	11,963	0	0	677	109,732	122,372
(3) ⑦－⑧－⑨＋⑩	15,474,812	923,014	300	2,721,921	3,927,104	23,047,151
解消可能資金不足額	0	0	0	0	0	0
資金不足額・剰余額	12,234,827	886,500	0	2,526,910	380,445	16,028,682

(注) 1 算入地方債は、建設改良費、準建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の当年度残高である。

2 控除財源は、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入である。

3 資金不足額・剰余額は、(3)－((1)＋(2))で算定する。

なお、資金不足の場合、負の値で表示される。

平成27年度公営企業（法非適用）に係る特別会計の資金不足額・剰余額

（単位：千円）

会 計	歳 出 額 ①	算入地方債 ②	歳 入 額 ③	翌年度に繰り越す べき財源 ④	未収入特定財源 ⑤	解消可能 資金不足額	資金不足額 ・ 剰余額
駅元町地区市街地再 開発事業費特別会計	416,290	0	696,710	0	0	0	280,420
合 計	416,290	0	696,710	0	0	0	280,420

（注） 1 算入地方債は、建設改良費、準建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の当年度残高である。

2 資金不足額・剰余額は、 $(③ - ④ + ⑤) - (① + ②)$ で算定する。

なお、資金不足の場合、負の値で表示される。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、平成25年度から平成27年度の3か年平均が平成27年度の比率となる。

実質公債費比率は9.5%で、前年度の比率(平成24年度から平成26年度の3か年平均)に比べ1.5ポイント向上している。

これは主に、平成27年度において、算定式における分子のうち地方債の元利償還金が減少したことにより、平成27年度の単年度の実質公債費比率が平成24年度の単年度の実質公債費比率を下回ったためである。

なお、平成26年度の実質公債費比率の算定段階において、平成25年度以前の「地方債の元利償還金、準元利償還金に充てられる特定財源」に誤りが判明し、数値の修正が行われたため、単年度の実質公債費比率も修正されている。

しかしながら、実質公債費比率(3か年平均)については、いずれも従前の比率から変更がない。

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	25年度	24年度
地方債の元利償還金 ①	30,355,803	32,359,755	34,559,891	35,608,997
準元利償還金 ②	12,711,454	12,502,907	13,902,990	14,030,248
①, ②に充てられる特定財源 ③	6,519,060	6,279,030	6,516,451	6,657,846
①, ②に係る基準財政需要額算入額 ④	24,662,759	26,009,031	26,167,613	25,455,063
標準財政規模 ⑤	165,516,086	165,727,329	165,465,610	163,451,042
実質公債費比率(単年度：%) (①+②-③-④) / (⑤-④) × 100	8.43817	8.99997	11.32738	12.70061
実質公債費比率 (3か年平均：%)	9.5	11.0	12.4	13.5

ア 地方債の元利償還金

地方債の元利償還金は303億5,580万円で、前年度に比べ20億395万円(6.2%)減少している。

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	25年度	24年度
公債費(一般会計等に係るものに限る) ①	30,355,803	32,891,763	34,686,886	35,641,116
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 ②	0	532,008	126,995	32,119
満期一括償還地方債の元金に係る分 ③	0	0	0	0
元利償還金(繰上償還等を除く) ①-②-③	30,355,803	32,359,755	34,559,891	35,608,997

イ 準元利償還金

準元利償還金は127億1,145万円で、前年度に比べ2億854万円(1.7%)増加している。

これは主に、満期一括償還地方債の1年当たり元金償還金に相当するもの及び一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金は増加したが、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金及び公債費に準ずる債務負担行為に係るものが減少したためである。

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	25年度	24年度
満期一括償還地方債の1年当たり元金償還金に相当するもの ①	1,696,700	1,363,367	1,063,367	730,033
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 ②	7,191,558	7,316,904	8,637,325	8,944,319
水道事業会計	24,146	20,139	26,971	27,289
工業用水道事業会計	176	209	4,904	10,688
病院事業会計	9,045	9,017	9,188	371,073
地方独立行政法人移行準備病院会計	—	—	369,832	—
市場事業会計	57,022	52,228	53,864	54,870
下水道事業会計	6,910,715	7,038,217	7,976,413	8,284,447
駅元町地区市街地再開発事業費特別会計	190,454	197,094	196,153	195,952
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 ③	152,045	126,480	153,078	160,887
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの ④	3,671,131	3,696,110	4,049,128	4,194,977
一時借入金の利子 ⑤	20	46	92	32
合 計 ①～⑤	12,711,454	12,502,907	13,902,990	14,030,248

(注) 地方独立行政法人移行準備病院会計は、平成25年度のみ会計であるため、平成24、26、27年度は「—」と表示している。

ウ 元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

地方債の元利償還金及び準元利償還金に充てられる特定財源は65億1,906万円で、前年度に比べ2億4,003万円(3.8%)増加している。

これは主に、公営住宅使用料は減少したが、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金及び都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税が増加したためである。

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	25年度	24年度
国・県等からの利子補給 ①	0	18	57	32
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 ②	371,449	197,987	97,977	185,225
公営住宅使用料 ③	92,921	95,267	0	313,099
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税 ④	5,978,017	5,909,373	6,342,087	6,112,937
その他 ⑤	76,673	76,385	76,330	46,553
合 計 ①～⑤	6,519,060	6,279,030	6,516,451	6,657,846

エ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は246億6,275万円で、前年度に比べ13億4,627万円(5.2%)減少している。

これは主に、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費及び災害復旧費等に係る基準財政需要額が減少したためである。

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	25年度	24年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 ①	9,531,180	10,153,560	10,471,775	10,797,509
災害復旧費等に係る基準財政需要額 ②	14,428,507	15,174,681	15,009,198	13,989,670
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 ③	703,072	680,790	686,640	667,884
合 計 ①～③	24,662,759	26,009,031	26,167,613	25,455,063

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき額から充当可能な財源等を控除した実質的な将来負担額の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率は27.7%で、前年度に比べ15.7ポイント向上している。

これは主に、算定式における分子のうち充当可能財源等が増加したためである。

(単位：千円)

区 分		27年度	26年度	比 較
将来負担額	①	505,764,876	514,856,094	△ 9,091,218
充当可能財源等	②	466,663,650	454,164,069	12,499,581
(① - ②) 計	③	39,101,226	60,692,025	△ 21,590,799
標準財政規模	④	165,516,086	165,727,329	△ 211,243
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	⑤	24,662,759	26,009,031	△ 1,346,272
(④ - ⑤) 計	⑥	140,853,327	139,718,298	1,135,029
将来負担比率 (%)		27.7	43.4	△ 15.7
③ / ⑥ × 100				

ア 将来負担額

将来負担額は、一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に係る一般会計等からの繰入見込額、組合等の地方債の償還に係る負担等見込額、退職手当支給予定額及び設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額などの合計である。

将来負担額は5,057億6,487万円で、前年度に比べ90億9,121万円(1.8%)減少している。

これは主に、一般会計等に係る地方債現在高は増加したが、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に係る一般会計等からの繰入見込額及び退職手当支給予定額に係る見込額等が減少したためである。

なお、連結実質赤字額及び組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額は、どちらの連結実質収支も赤字を生じていないため、将来負担額はない。

(単位：千円)

区 分		27年度	26年度	比 較
一般会計等に係る地方債現在高	①	319,474,009	310,912,320	8,561,689
債務負担行為に基づく支出予定額	②	28,764,641	38,347,137	△ 9,582,496
一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に係る一般会計等からの繰入見込額	③	118,431,931	125,586,424	△ 7,154,493
組合等の地方債の償還に係る負担等見込額	④	570,844	677,384	△ 106,540
退職手当支給予定額に係る負担見込額	⑤	37,759,232	39,241,520	△ 1,482,288
設立法人の負債額等に係る負担見込額	⑥	764,219	91,309	672,910
連結実質赤字額	⑦	0	0	0
組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額	⑧	0	0	0
合 計 ①～⑧		505,764,876	514,856,094	△ 9,091,218

イ 充当可能財源等

充当可能財源等は、地方債の償還額等に充当可能な財政調整基金などの基金、都市計画税などの特定の歳入見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の合計である。

充当可能財源等は4,666億6,365万円で、前年度に比べ124億9,958万円(2.8%)増加している。

これは主に、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額は減少したが、地方債の償還額等に充当可能な基金及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が増加したためである。

(単位：千円)

区 分	27年度	26年度	比 較
地方債の償還額等に充当可能な基金 ①	52,495,975	47,110,819	5,385,156
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額 ②	71,341,295	72,392,250	△ 1,050,955
うち都市計画税充当見込額	57,825,232	59,662,167	△ 1,836,935
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ③	342,826,380	334,661,000	8,165,380
合 計 ①～③	466,663,650	454,164,069	12,499,581

3 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、各会計とも資金不足額を生じていないため、資金不足比率は算定されない。

資金不足比率の状況

(単位：千円)

特別会計の名称		資金不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 ①/②×100 (%)	経営健全 化基準
法 適 用	水道事業会計	—	13,335,876	—	20.0%
	工業用水道事業会計	—	241,835	—	
	病院事業会計	—	417,926	—	
	市場事業会計	—	687,874	—	
	下水道事業会計	—	11,521,388	—	
法非 適用	駅元町地区市街地再開発事業費特別会計	—	145,878	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足額がない場合「—」と表示している。

資金不足額・剰余額の状況

(単位：千円)

特別会計の名称		資金不足額・剰余額		比較
		27年度	26年度	
法 適 用	水道事業会計	12,234,827	12,129,203	105,624
	工業用水道事業会計	886,500	840,162	46,338
	病院事業会計	0	0	0
	市場事業会計	2,526,910	2,378,584	148,326
	下水道事業会計	380,445	384,234	△ 3,789
法非 適用	駅元町地区市街地再開発事業費特別会計	280,420	330,341	△ 49,921

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

4 ま と め

各比率の状況を見ると、実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、78億2,665万円の実質黒字額となっているが、個別には、住宅新築資金等貸付事業費特別会計で赤字を生じている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、256億7,776万円の連結実質黒字額となっている。

実質公債費比率については、直近3か年を平均した本年度の比率は9.5%で、前年度に比べ1.5ポイント向上し、単年度の比率も引き続き向上している。

将来負担比率については、前年度に比べ15.7ポイント向上した27.7%となっており、将来負担額も90億9,121万円減少している。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されない。

審査に付された比率全体としては、平成27年度決算に基づく健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準をそれぞれ下回っている。

しかし、早期健全化基準は、財政の破綻の危険性を有すると認められる水準を数値化したものであり、本市の財政状況が財政健全化計画の策定を求められる水準ではないことを示すにとどまるものである。

また、今後においては、歳入面では経済動向が不透明であり、歳出面では岡山市第六次総合計画に基づく新たな行政需要、防災・減災事業や少子高齢化の進展に伴う扶助費等の増加が見込まれる。

したがって、今後の社会経済情勢の変化などに十分留意しつつ、将来を見据えた財政運営により、引き続き健全な財政運営の確保に努められるよう要望する。